

Weekly Accounting Review

2009年7月15日(015)

株式会社エスネットワークス リサーチ室第1部

会計・監査・税務に関する最新情報をお送りします。

【今週号のトピック】

- 会計 / 「財務諸表の表示に関する論点の整理」の公表について
- 監査 / 「監査役若しくは監査役会又は監査委員会と監査人との連携に関する共同研究報告」の改正について
- 税務 / 法人税法関連の改正の概要の公表について

1. 「財務諸表の表示に関する論点の整理」の公表について(7月10日)

企業会計基準委員会は「財務諸表の表示に関する論点の整理」を公表しました。

https://www.asb.or.jp/asb/asb_j/documents/summary_issue/hyouji-ronten/;jsessionid=534E934E6B1CE17399F2C6FD3F699D97

現在の日本において財務諸表の表示に関する会計基準として「企業会計原則」及び企業会計基準第22号「連結財務諸表に関する会計基準」等があります。当該論点の整理は2007年8月の「東京合意」(会計基準のコンバージェンスを目的とした取り組み)と2008年10月にIASB、FASBから公表されたディスカッション・ペーパー「財務諸表の表示に関する予備的見解」(以下「DP」という。)を踏まえ、論点を整理し、広く意見を求めるものであります。

当該論点の整理は、2部構成となっており、1部では日本に現行基準と国際基準との差異分析を行い、短期的対応すべき項目を検討することを目的としています。2部では、「DP」に示された論点のうち、特に重要と考えられる論点をまとめ、市場関係者からコメントを求めることを目的としています。

第1部及び第2部の主な内容は以下の通りとなっております。

(1) 第1部 現行の国際的な会計基準との差異に関する論点

包括利益の表示

包括利益の表示を行うべきかどうか、表示する場合にはどの計算書に表示するかについての検討
非継続事業に関連する損益の損益計算書における区分表示

損益計算書上、非継続事業に関連する損益を区分して表示すべきか、区分表示する場合の非継続事業の定義・具体的な表示方法及び内訳情報の開示の検討

売却目的保有の非流動資産及び処分グループの貸借対照表における区分表示

売却目的保有の非流動資産及び処分グループを、これらに該当しない資産及び負債と区分して貸借対照表に表示すべきか検討

損益の段階別表示

損益計算書における損益の段階別表示に関して見直しが必要か否か検討

I A S B と F A S B が進めている財務表示プロジェクトの動向に大きな影響を受けるため、第 2 部の項目と併せて中長期的に検討を行うことが適当

損益項目の性質別開示

損益計算書又は注記における損益項目の性質別開示について検討

I A S B と F A S B が進めている財務表示プロジェクトの動向に大きな影響を受けるため、第 2 部の項目と併せて中長期的に検討を行うことが適当

貸借対照表における流動固定分類と表示科目

貸借対照表における流動と固定の分類及び最低限の表示科目について検討

I A S B と F A S B が進めている財務表示プロジェクトの動向に大きな影響を受けるため、第 2 部の項目と併せて中長期的に検討を行うことが適当

その他

財務諸表の一般的特性に関する定めについて検討

(2) 第 2 部 I A S B と F A S B の予備的見解における主な論点

財務諸表の表示の目的

事業セクションと財務セクションの区分

マネジメント・アプローチ

各セクションにおける資産及び負債の純額表示

事業セクション及び営業カテゴリーと投資カテゴリーの定義

財務セクション及び財務資産カテゴリーと財務負債カテゴリーの定義

収益及び費用項目の分解

キャッシュ・フロー計算書の直接法による作成

キャッシュ・フロー計算書と包括利益計算書との調整表

ショート・コメント

I A S B と F A S B の予備的見解では、キャッシュ・フロー計算書は直接法で作成すべきとの提案がなされていますが、財務諸表表示専門委員会はコストとベネフィットの観点から当該意見に反対しています。今回の論点の整理においても、市場関係者から同じ意見が多く出てくると推定されます。

なお、当該論点の整理に対する意見の募集は 2009 年 9 月 7 日までとなっております。

2 . 「監査役若しくは監査役会又は監査委員会と監査人との連携に関する共同研究報告」の改正について (7 月 9 日)

日本公認会計士協会の監査・保証実務委員会は、日本監査役協会と共同で公表した「監査役若しくは監査役会又は監査委員会と監査人との連携に関する共同研究報告」を改正・公表しました。

http://www.hp.jicpa.or.jp/specialized_field/post_1162.html

当該改正は本年 4 月 1 日に「会社法施行規則、会社計算規則等の一部を改正する省令」が施行されたことに伴うものであります。

3. 法人関係法令の改正の概要について（7月3日）

国税庁は2009年度法人税法関係法令の改正の概要を公表しました。

http://www.nta.go.jp/shiraberu/ippanjoho/pamph/hojin/kaisei_gaiyo2009/01.htm

主な内容は以下の通りとなっております。

（1） 中小企業関係税制

- ・ 中小企業等の法人税率の特例

中小企業者等のうち、2009年4月1日から2011年3月31日までに終了する各事業年度の所得の金額のうち、年800万円以下の金額に対する法人税の軽減税率を22%から18%に引き下げ

- ・ 欠損金の繰戻し還付の不適用措置における中小企業等の除外

中小企業者等の2009年2月1日以降に終了する各事業年度において生じた欠損金額については、欠損金の繰戻し還付の不適用措置から除外

（2） 資産譲渡の場合の課税の特例制度に関する改正

- ・ 特定の長期所有土地の所得の特別控除制度の創設

法人が2009年1月1日から2010年12月31日までに取得した土地もしくは取得した日から引き続き所有し、その所有期間が5年を超える土地を譲渡した場合に、当該土地の譲渡によって取得した対価もしくは交換取得資産の価額が、適用対象土地等の譲渡直前の簿価とその譲渡に要した経費がとの合計額を超えており、かつ譲渡事業年度において譲渡した土地等のいずれについても措法第65条の7から第65条の9まで又は第65条の11から第66条までの規定の適用を受けていない場合において、譲渡対価から譲渡土地の簿価と譲渡に要した経費との合計額を控除した金額と1,000万円のうちいずれか低い金額を損金に算入することが可能

- ・ 2009年度、2010年度に土地を先行取得した場合の課税の特例制度の創設

（3） 国際課税に関する改正

- ・ 外国子会社配当益金不算入制度の創設

内国法人が外国子会社から受ける剰余金の配当若しくは利益の配当又は剰余金の分配の金額がある場合には、剰余金の配当等の額の95%を益金の額に算入しない

- ・ 外国子会社から受ける配当等に係る外国源泉所得税等の損金不算入制度の創設

内国法人が上記の外国子会社配当益金不算入制度の適用を受ける場合には、その剰余金の配当にかかる外国源泉税の額は、損金に算入しない

- ・ 特定外国子会社等に係る所得の課税の特例等の改正

（4） 減価償却制度に関する改正

（5） 税額の計算に関する改正

- ・ 特別試験研究費に係る税額控除制度について、特別試験研究費の範囲に、試験研究独立行政法人として共同して行う試験研究又は同法人に委託する試験研究に係る費用が追加

（6） 引当金・準備金制度に関する改正

- ・ 露天石炭等採掘災害防止費用に係る特定災害防止準備金の対象法人について、石炭の採掘の事業を営む法人に限定

(7) その他の改正

- ・棚卸資産の評価方法から後入れ先出法及び単純平均法を除外

【本レポートに関するお問い合わせ先】

株式会社エスネットワークス リサーチ室第1部 公認会計士 橋本 卓也

Tel:03-5573-4661 / t-hashimoto@esnet.co.jp